資料２

令和４年度第８回庁議提案　　審議・報告・その他
提　出　日：令和４年７月１９日
担当部・課：市民生活部環境課〔内線３３６２〕

① 件　　名

電力需給ひっ迫時の対応について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景・目的】
政府は、国内外のエネルギーを巡る情勢変化により、電力需給が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、いかなる事態においても、国民生活や経済活動に支障が生じることがないよう、電力需給の安定に万全を期すべく、２０２２年度夏季の電力需給対策を含めた電力需要に関する総合的な対策を決定した。
本件を受けて、電力需給ひっ迫時には、各自治体において住民及び事業者に対し、節電要請を迅速に行うための連絡体制を構築するよう宮城県を通じて依頼があったことから、その体制を整備するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕】

【〔環境基本計画との整合性　環境基本計画の位置付け：有・無〕】
基本計画４　低炭素社会の実現

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和４年６月　国の電力供給に関する検討会合にて「２０２２年度の電力供給に関する総合対策」を決定
宮城県環境生活部環境政策課長より「電力需給ひっ迫時の対応について」書面にて依頼

⑤ 主な内容

【電力需給ひっ迫時の連絡体制の構築】
１　連絡対象者
　　市民及び市内事業者
２　実施期間
　　令和４年７月１日から令和４年９月３０日まで
３　実施方法
　（１）ホームページによる周知
　（２）マスコミ投げ込み
　（３）防災情報メールの活用
４　実施内容
　　電力需給ひっ迫注意報等の発令に関する情報提供

《参考》（電力需給ひっ迫時の注意報等発令基準）
電力需給がひっ迫すると予測される場合、資源エネルギー庁から、前日午後４時を目途に次のとおり注意報等が発令される。
（１）広域予備率が５～３％の見通しとなった場合
　⇒　需給ひっ迫注意報の発令
（２）広域予備率が３％を下回る場合
　⇒　需給ひっ迫警報の発令
（３）需給状況が前日時点から改善されず更新があった場合
　より厳しい見通しとなった場合
　広域予備率が３％未満の場合
　⇒　需給ひっ迫警報の発令（続報）
（４）警報発令・節電要請を行った後も広域予備率が１％を下回る見通しの場合
　⇒　緊急速報メール（対象者：不足エリア内の携帯電話ユーザー）の発出

⑥　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 　市民、事業者が積極的に節電に取り組むことで、電力需給ひっ迫による停電のリスクを回避できるとともに、省エネルギー活動によって地球温暖化対策が図られる。
⑦　他の自治体の政策との比較検討
全国自治体において、同様の体制構築を行う。
⑧　今後の予定及び施行予定年月日
令和４年７月　ホームページにて「電力需給ひっ迫に伴う節電のお願いについて」周知
⑨　その他
本市においても、一事業者として、庁舎や施設等における節電行動の検討・確認及び連絡体制・手順等の確認を行う。